

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日(水) 午前9時00分から

2. 開催場所 尾之間支所 4階 会議室

3. 出席委員(22人)

会 長 1 番 鎌田 秀久 君

農業委員 2 番 牧 優作郎 君

3 番 牧 潤三 君

4 番 西橋 豊啓 君

5 番 平田 耕作 君

7 番 内田 政人 君

8 番 黒葛原 洋子 君

9 番 安藤 清浩 君

10 番 亀割 義一 君

11 番 大角 千名美 君

13 番 上山 竜太 君

14 番 神宮司 守昭 君

推進委員 ◎ 渡邊 浩 君

◎ 日高 伸作 君

◎ 大堀 裕介 君

◎ 浜田 芳郎 君

◎ 山田 博昭 君

◎ 楠 忠久 君

◎ 川崎 太一 君

◎ 田中 三九雄 君

◎ 白川 満秀 君

◎ 備 邦雄 君

4. 欠席委員(2人)

欠席者 6 番 岩川 原造 君

12 番 岩川 亜希子 君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 3号 農用地利用集積計画について

議案第 4号 非農地証明願について

議案第 5号 買受適格証明願について

議案第 6号 別段面積(下限面積)の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鶴田 洋治

係長 川東 卓磨

主事 岩川 篤也

相談員 西田 博隆

7, 概要  
会長（鎌田 秀久君）

みなさんおはようございます。  
今回の人事異動で局長が変わっております。  
自己紹介をお願いしたいと思います。

（局長 挨拶）

事務局（鶴田 洋治君）

ただ今より平成 30 年度第 1 回農業委員会定例総会を始めます。  
本日は岩川原造委員、岩川亜希子委員から欠席届が出されております。  
所要の為 2 名が欠席です。

ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 14 番委員の神宮司守昭委員  
にお願い致します。

憲章朗唱（14 番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長（鎌田 秀久君）

新たな年度がスタートいたしました。今年度は鹿児島県内全ての農業  
委員会が新体制に移行しますので『農地利用の最適化』ということが、  
より一層求められる一年になろうかと思えます。

また、3月 26 日に県の農業会議の総会がございました。知事が挨拶  
の中で「原料だけを生産するやり方では、なかなか所得の拡大に結びつ  
かないので、加工への挑戦だとか販売への尽力を。」という内容のお話  
をされました。

その日の午後、農政部長と言葉を交わす機会がございましたが、農政  
部長は 3 月までで、4 月からは販売戦略を任されることとなったよう  
です。知事のお話と相通じるものがあって、今年度はいわゆる『鹿児島ブ  
ランド』に類するような販売戦略に力を入れるのではないかなという思  
いを受けて帰ってきたところです。

本日は案件も多く、めずらしい案件もございますので、ぜひ積極的な  
ご意見をいただいてスムーズな議論ができますようにご協力をお願い  
いたします。

この一年間もどうぞよろしく願いをいたします。

事務局（鶴田 洋治君）

本日の会議録署名委員を 10 番委員の亀割さんと 11 番委員の大角さん  
にお願いをいたします。

会長（鎌田 秀久君）

議事を進めてまいります。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、  
整理番号 1 番、2 番は借人が同一ですので一括して事務局から説明をお  
願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

報告第 1 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次  
のとおり合意解約の通知があったので報告をいたします。

整理番号 1 番。権利の種類：使用貸借設定。契約内容：農地法第 3 条。  
貸借人：借人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、貸人 ■■■■■  
■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、他 ■■■ 筆。  
地目：■■■■■。■■■ 筆の合計面積：■■■■■ m<sup>2</sup>。貸借期間：平成 28 年 5  
月 25 日から平成 33 年 5 月 24 日までの 5 年間。貸借の解約の申し入れ  
をした日、貸借の合意解約の合意が成立した日：平成 30 年 3 月 23 日。  
貸借の合意による解約をする日、土地の引き渡し時期：平成 30 年 3 月  
31 日。

整理番号 2 番。権利の種類：使用貸借権設定。契約内容：農地法第 3  
条。貸借人：借人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、貸人 ■■■■■

事務局（鶴田 洋治君）

■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他■■  
筆。地目：■■■■。■■筆の合計面積：■■■■m<sup>2</sup>。貸借期間以下は整理  
番号1番と同じですので省略いたします。

会長（鎌田 秀久君）

報告案件でございますが、あえてご質問等ございますか。  
（「ありません。」の声あり）  
このようにお知りおきください。

続きまして議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請につい  
て、事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとお  
り許可申請があったので議決を求める。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：  
譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■  
■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■。地目：■■  
面積：■■■■m<sup>2</sup>。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期  
間：自家用野菜が1月から12月、ジャガイモが1月から3月、サトイ  
モ・さつまいもが4月から10月。事由：規模拡大。権利の移転を受け  
る者の状況といたしまして、所有面積は■■■■m<sup>2</sup>、借地が■■■■m<sup>2</sup>。申請人  
の経験年数：■■年、■■も■■年。農機具等の保有状況：刈払機・2、耕運  
機・1、動噴・1です。

周辺地域との関係につきまして『特に支障等はないと思います。』と  
いうことです。地域との役割分担の状況について『集落の共同作業等全  
面的に協力いたします。』ということです。

今回の申請は申請地を取得し規模拡大を図るもので、機械の保有状況  
や営農計画を見ても特に問題は見られないことから、農地法第3条第2  
項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま  
す。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について、担当委員からご意見をお願いいたします。

7番（内田 政人君）

以前から■■■■さんが■■■■さんのハウスの管理をしていたことなどか  
ら、今回の話が出てきております。

12ページの航空写真をお願いします。■■■■付近で最近では遊休地が多  
くなっております。一人でも多く遊休地の解消に取り組んで、就農とし  
て前向きにやってくれておりますので、問題ないと思います。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について皆さん方からご意見・ご質問いただきます。

4番（西橋 豊啓君）

ご夫婦とも■■■■を超えて高齢ですし、■■■■さんが手伝ってくれていた  
こともあって、贈与という形になったんだろうと思いますので異議あり  
ません。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について、許可することにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
整理番号1番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号2番について説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：土地交換。申請  
人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■  
■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■、■■■■m<sup>2</sup>。農用  
地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：自家用野菜が1  
月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたし

事務局（鶴田 洋治君）

まして、経営面積：所有面積が ■■■■ m<sup>2</sup>。借地が ■■■■ m<sup>2</sup>、合計が ■■■■ m<sup>2</sup>。申請人の経験年数：■■■年。農機具等の保有状況：刈払い機・1、耕耘機・1です。非耕作地はございません。

今回の申請は土地交換により申請地を取得するものです。土地交換の契約は平成 25 年に結ばれており、相手方はその際に取得しております。申請人の経験年数、機械の保有状況、営農計画を見ても特に問題は見られないことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

5 番（平田 耕作君）

本件は平成 25 年にお互いの自宅が近いからということで土地交換の合意にあったわけですが、譲渡人は農業委員会に申請をして登記も終わっているということですが、譲受人の方がそのままになっていたということで、今回の申請になっております。

現況はカヤ等が繁茂しており耕作されておりませんが、5 年前はされていたようで、事務的な申請だという事で理解しているところです。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 2 番について皆さん方からご意見・ご質問いただきます。

4 番（西橋 豊啓君）

土地交換ということで、相手方は登記されている様ですので問題ないと思います。

◎（推進委員）

1 つ質問なのですが、土地交換の場合に 3 反歩ない時はできないんですか。

会長（鎌田 秀久君）

土地交換の時には特例がございまして、どちらか一方の農業経営の合理化に資する場合は許可できるとあります。

下限面積に満たない場合でも許可できます。

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 2 番は許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 2 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 3 番の説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号 3 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■ さん（■■■歳）、譲渡人 ■■■■ さん（■■■歳）。土地の所在：■■■■、他 ■■■■筆。地目：■■■。■■■筆の合計面積：■■■■ m<sup>2</sup>。すべて農用地区域内です。利用状況：休耕地。営農計画及び耕作期間：ガゼツ・果樹・自家用野菜が 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積：■■■■ m<sup>2</sup>、申請人の経験年数：■■■年、農機具等の保有状況：トラクター・1、管理機・3、動噴・1、耕耘機・1、刈払い機・3です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係について『特に支障はないと思います。』ということです。地域との役割分担について『集落の共同作業等全面的に協力いたします。』ということです。

今回、申請地を取得して規模拡大を図るものですが、平成 25 年に譲渡人が農地法第 3 条により取得した土地で、譲渡人が島外へ出た関係で友人である譲受人へ贈与の話が出たそうです。

経験年数、機械の保有状況、営農計画をみても特に問題は見られないことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13番（上山 竜太君）

譲渡人は元々■■■■の方で、屋久島と行ったり来たりしながら畑をされていたんですが、体調を崩されて■■■■に帰られております。申請地についてはもう使うことはないということで、■■■■さんへ贈与するという事です。■■■■さんは機械の修理等をされていて、面識があったということです。

18ページの航空写真をお願いします。■■■■筆あります。下の■■■■筆にはポンカン・タンカンが植わっておりますが、休耕地という事でだいぶ大きくなってたり、虫がきていたりしていますので、つかえるものは使うということでした。

上の■■■■筆は一部が防風林帯ですが、除草剤で草が枯れている状態です。今なら畑になるのかなという感じでした。

写真のとおり周りは山林化しておりますので、少しでも農地として残してもらえればと思います。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号3番についてご意見・ご質問等いかがでしょう。

4番（西橋 豊啓君）

■■■■さんは■■■■に住んでおられるようですが、他にも土地があるんですか。

◎（浜田 芳郎君）

畑とミカン山を持っております。現在は■■■■■■の経営をやっておりますが、畑も一生懸命されております。身近に協力してくれる方もおられるようで管理・運営できると思います。

会長（鎌田 秀久君）

他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号3番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号3番について許可することに決定いたします。

続きまして整理番号4番、5番、6番は受人が同一ということで一括して説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号4番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■■■■さん（■■■■歳）、貸人■■■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■m<sup>2</sup>。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ポンカン・タンカンが1月から12月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：■■■■、申請人の経験年数：■■■■年、■■■■・■■■■：■■■■年。農機具等の保有状況：刈払い機・1、チェーンソー・1、耕耘機・1、管理機・1です。貸借期間：平成30年4月25日から平成40年3月31日までの10年間です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係について『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況について『集落の共同作業等全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号5番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■m<sup>2</sup>。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：茶が1月から12月。事由：新規就農。以下は整理番号4番と同じですので省略いたします。

整理番号6番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■

事務局（鶴田 洋治君）

■■■■㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：茶が1月から12月。以下は整理番号4番と同じですので省略いたします。

今回の申請は整理番号4番で貸借、5番・6番で所有権を移転して下限面積をクリアして新規就農するものでございます。

申請人の経験年数、機械の保有状況、営農計画をみても特に問題もなく農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号4番・5番・6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

7番（内田 政人君）

申請人は■■■■を営んでおりました。■■■■出身の方です。近辺の付き合いの中で畑を借りて菜園をされていたようです。22ページの航空写真で、申請地の真ん中の白い建物は、■■■■さんが■■■■さんから買った宅地です。申請地は■■■■さんの子供たちに贈与で譲ったものなのですが、■■■■にいますから全然手入れもされてなくてミカン山の状態ではありません。そういう中ですが、畑にしたいという■■■■の意向がありまして、このまま放置されるよりはいいことだと思っております。こんな山の状態なのにと、本人にも確認しましたが、楽しんでやっていくんだという強い気持ちがありますので、賛成したいと思っております。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号4番・5番・6番について皆さん方からご意見、ご質問いただけます。いかがでしょう。

4番（西橋 豊啓君）

■■■■を辞めて新規就農ということですが、経験年数も■■■■年あって野菜等を作っていたということですので、意義はありません。

会長（鎌田 秀久君）

他にご質問等ございませんか。  
（「ありません。」の声あり）  
整理番号4番・5番・6番について許可することにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
整理番号4番・5番・6番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号7番・8番についても関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号7番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■さん（■■■■歳）、貸人■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■、■■■■㎡の内■■■■㎡。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：一般野菜が1月から12月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：■■■■、経験年数：■■■■、機械の保有状況：噴霧器・1、刈払い機・1をリース予定です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係について『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担について『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

貸借期間は平成30年4月25日から平成33年4月24日までの3年間です。

整理番号8番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■、■■■■㎡、■■■■

事務局（鶴田 洋治君）

■、■、■m<sup>2</sup>。■筆の合計面積が■m<sup>2</sup>です。利用状況：どちらも畑です。営農計画以下は整理番号7番と同じですので省略いたします。

今回の申請は整理番号7番で貸借設定をし、整理番号8番で所有権移転を行い下限面積を超えて新規就農をするというものです。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号7番・8番について担当委員のご意見をお願いいたします。

2番（牧 優作郎君）

7番の借人は■と自営業をされています。貸人の■の方は■にあたるようですが、農業は一切されておりませんので畑は遊休農地となっております。場所の説明をいたします。25 ページです。昔の■、今は■、今は■という会社がありますけどもそこから山手に約■km。杉山の中にここだけきれいに管理されている土地があります。現況はススキですが、すぐに畑にできる状態ではありません。

8番の譲受人は同じで、譲渡人は■と屋久島を行ったり来たりしていたんですが、高齢になり屋久島の家を売りたいということで先に家の話があったんですが、畑がついているけども下限面積に足りないということで、7番の貸借で下限面積をクリアするという案件です。

受人はこれを機に農業をはじめたいということで、近くに両親もいるので頑張ってみたいということでした。

26 ページの航空写真をお願いします。申請地の左に黒い屋根の家がありますが、その家の売買に関連しての申請であります。ご両親が道を挟んだところにおられるんですが、まだ■代で一緒にやりたいということです。

機械についてはリースの予定です。労働力は本人とご両親、ご主人も自営行ですので手伝うということですので問題はないと思います。技術については今後いろいろな野菜を作りながら■すべて作付けをしていくということです。特に問題は無いと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号7番・8番について皆さん方からご意見・ご質問いただきます。

（「ありません。」の声あり）

ご意見なしの声でございます。

整理番号7番・8番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号7番・8番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号9番の説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号9番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■さん（■歳）、譲渡人■さん（■歳）。土地の所在：■、他■筆。地目：■筆が田で■筆が畑です。■筆の合計面積：■m<sup>2</sup>。■筆が農用地区域内です。利用状況：■筆が田、■筆が畑。営農計画及び耕作期間：月桃・ポンカン・タンカンが1月から12月、バナナが5月から10月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積：■m<sup>2</sup>。申請人の経験年数：■年。農機具等の保有状況：耕耘機が1、刈払い機が1、チェーンソーが1です。

非耕作地について、■の■筆合計面積■m<sup>2</sup>については現在解消中であります。

周辺地域との関係について『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担については『集落の共同作業等全面的に協力いたします。』ということです。

今回の申請については■年度■月の総会において、所有地が非耕作地となっているため許可を保留している案件でございます。

事務局（鶴田 洋治君）	<p>30 ページに現地の写真がございますが、山林状態だった土地を切り開いているところです。</p> <p>所有地の非耕作地を除いて言うと、申請人の農作業歴、機械の保有状況、営農計画に問題は見られないことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>整理番号9番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
14番（神宮司 守昭君）	<p>担当委員の説明の前に、申請人が■■■■の方ですので補足をさせて下さい。</p> <p>28 ページの営農計画をご覧ください。申請人の住所が■■■■になっているものですから、区長に確認をしましたところ、最近■■■■から■■■■に越されてきたという事でした。お1人ですがパートナーがいらっしゃるということでした。</p>
17番（西橋 豊啓君）	<p>譲渡人の■■■■さんは■■■■でタンカン・ポンカンを頑張られていたんですが、■■■■さんはお店をされております。前にも申請があがっていたんですが■■■■の所有地が山林状態でしたので保留しておりました。月桃を作りたいという事ですが、月桃は日陰の方が都合が良いですので30 ページの写真のようになっています。</p> <p>■■■■の土地について29 ページをお願いします。■■■■小学校の右側に■■■■さんの土地がこれだけある状況です。30 ページの■■■■の土地については以前は山林状態だったのを手を入れて、月桃を作るのに日陰が良いとこのような形で出てきております。</p> <p>今回は地元として、このままでは荒れていく状況の中で、ぜひとも認めていただきたいと思っております。 以上です。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>保留になっている理由が、耕作されていない所有地があったためということでございますが、現地を見られた委員さんがおられますか。</p>
8番（黒葛原 洋子君）	<p>上の写真には月桃が植わってございました。ジンジャーとですね。■■■■さんは重機を入れて土地質が変わるのを嫌ってございまして、すべて手作業で伐採・抜根されたようです。■■■■さんの土地はススキ状態で、あと10年もしたら山林化すると思われまして。■■■■さんは■■■■にも転住したいということで、■■■■の宅地も探しておられます。</p>
10番（亀割 義一君）	<p>この案件は保留されていたということで、この■■■■の土地が解消されていることが前提でないといけないと思うんですが、この状態が許可するに値する状態であるのか。と疑問なんです。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>全部が開墾されてはおりませんが、積極的に解消作業を進めているという事で、事務局職員も確認に行って、写真を撮っている状態です。「■■■■の方で■■■■さんの介護もしているので作業が遅れています。」というお話もありましたので、許可してもいいんじゃないかなという状況になりつつあるということです。</p> <p>当然30ページのこの状態で解消していると言えるだろうかと、多くの方が疑問を持つと思いますが、内容が月桃やジンジャーである場合は太陽が当たるところよりも、日陰の方が良いという作付け作物の性質にもよるかと思えます。</p>
10番（亀割 義一君）	<p>悪い考え方ですが、少し手を入れて許可してしまえば、許可が出たからと残りに手を入れない可能性が無いわけではないですよ。</p> <p>せめて50%ぐらいの開墾を確認してから許可を。という考えが良いのではないかと、個人的には思うんですが。</p>



会長（鎌田 秀久君）	私も本人にはお会いしたことはありませんが、電話でお話をした時に、「半分くらいは解消をしてください。」という話はしておりました。最近、だいぶ解消できたというご連絡があって事務局に現地の確認を指示したところです。
6 番（岩川 原造君）	全体的に 1 町歩と広いですが、すべてこのような感じですか。
事務局（岩川 篤也君）	そうですね。全体的に広場ができてきているような状態です。
4 番（西橋 豊啓君）	私もこの書類をみて、保留されている案件ですのである程度解消されていなければ申請を受け付けるべきではないと、会長と話をしてしまいましたが、事務局が見に行き確認をしているというお話でした。 ■■■■の土地について、また■■■■の土地についても、農道はありますが周りに農地もないような場所で、あとを引き継いでくれる方がいるということなら、ぜひ認めていただいて、今後については黒葛原さんや浩君が指導をされながらやっていってほしいと思います。
会長（鎌田 秀久君）	既存農地の解消について皆さんのご意見が分かれるところだと思いますので、挙手で採決を取りたいと思いますがよろしいですか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 9 番について、やむを得ない、許可するという方は挙手をお願いいたします。 8 名。採決の結果許可することに決定いたします。  続いまして 31 ページ。議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局（鶴田 洋治君）	議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。 整理番号 1 番。申請人：■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■の一部で■■■■㎡の内■■■■㎡を分筆予定です。地目：■■。面積：■■■■㎡。利用状況：休耕地。第 3 種農地・都市計画区域内です。事由：『現在借家住まいであり、退去を迫られているので自己の一般住宅を建築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：一般住宅の建築面積が 86.94 ㎡、所要面積が■■■■㎡。駐車場の所要面積が 10.5 ㎡。 今回の申請は都市計画区域内の第 3 種農地の転用案件でございます。第 3 種農地の転用は原則許可ということになっておりますので、申請内容は適当であると考えます。 以上です。
7 番（内田 政人君）	申請地は昔から水が湧いて畑にできないところです。■■■■という地名でわかるようにですね。近隣の駐車場としても長く使われておりましたので農地としては全然使えない状態です。申請人のお父さんにも「地目の変更をした方が良いですよ。」と伝えてはいたんですが、「人の土地に何か言うな。」と言われておりました。娘さんの代になってようやく地目を変えてもらえると安心しているところでもあります。
会長（鎌田 秀久君）	皆さん方からご意見ございますか。
4 番（西橋 豊啓君）	資金計画が融資となっておりますけど、事務局で確認が取れていますか。
事務局（岩川 篤也君）	申請時に融資証明書を添付することになっておりますので、確認はしております。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号 1 番は申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番は同意することに決定いたします。

続きまして整理番号2番の説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号2番。申請人：[redacted]さん。土地の所在：[redacted]。地目：[redacted]。筆の合計面積：[redacted]㎡。農用地区域内・第2種農地です。事由：『規模拡大のために現在経営している畜舎の隣接地に畜舎を建築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：畜舎の建築面積が[redacted]㎡、所要面積が[redacted]㎡。

今回の申請は平成29年12月総会において農業振興地域整備計画の変更を行ったあとの転用案件になります。追認案件ですので顛末書付きの申請となっております。

農用地利用計画指定用途としての転用の為、申請内容は適当であると県の方に進達したいと考えております。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

10番（亀割 義一君）

昨年、無断転用に気づいて工事を止めている場所です。38ページの施設配置計画図にありますように、[redacted]と[redacted]を[redacted]と[redacted]に分筆して申請をあげております。

[redacted]君は規模拡大したいということで新しく豚舎を作るといふ事です。この豚舎には排水溝を作らないで、豚舎の中にオガクズと土着菌を入れて、分解させるという方法を県からの指導でされるようです。奥さんと2人でやっておりますが、若くて前へ前へ進んで行くことを我々も協力していく必要があると考えております。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号2番について皆さん方からご意見ございませんか。

4番（西橋 豊啓君）

[redacted]君は経団連の獣医師から指示書をもって、注射も全部自分でして、若い夫婦で頑張っておりますので是非認めていただいて、早く豚舎が出来ればいいなと思っております。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号2番について同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号2番は計画に同意することに決定いたします。

続きまして議案第3号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第3号。農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の湖底に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[redacted]さん（[redacted]歳）、譲渡人（平内）渡邊 保子さん（[redacted]歳）。土地の所在：[redacted]。現況地目：[redacted]。筆の合計面積：[redacted]㎡。筆とも農用地区域内です。作物：たんかん。移転時期：平成30年5月15日。対価：[redacted]円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況としまして、主な経営作物：ぼんかん・たんかん。経営面積：所有地が[redacted]㎡、借地が[redacted]㎡、合計[redacted]㎡。従事日数：300日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、動噴・1、草刈機・2、オレンジキーパー・1式、選果機・1、ハンマーカッター・1です。

譲受人は認定農家であり、特に問題はないと思います。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

9番（安藤 清浩君）

45 ページをお願いします。■のグラウンドの海手に■筆あります。譲渡人は■の■さんです。膝の手術をされたそうで電話でのお話でしたが、了承しているということでした。ポンカン・タンカンを農協にも出していたんですが、もう管理ができないという状況でした。譲受人は10年ほど前に新規就農ということで農業を始めております。■の担い手農家で、少しずつミカン園を増やしています。機械等もたくさん保有しております。

廃園になるかと心配していたんですが、今回売買という話が決まって担当としては安心しているところです。特に問題はないと思っています。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について皆さん方からご質問等ございますか。

4番（西橋 豊啓君）

譲渡人は■に住んでいますけど、■の具合が悪いという事で介護のために店も辞めて■に住んでいるようです。本人も足が悪くて手術をしたということですし、買い手が見つかったという事ですので認めて良いと思います。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号1番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号1番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして46ページです。議案第4号。非農地証明について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第4号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号1番。申請人：■さん（■歳）、代理人：■さん。土地の所在：■、■、■  
m<sup>2</sup>。第2種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『所有者が高齢の為農作業ができずに手つかずの状態となり山林化してしまった。』という事です。

申請地は山林の様相を呈しております。所有者が高齢であること、農地に復元するには多大な費用と労力を要することから非農地とみてやむを得ないと考えます。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

7番（内田 政人君）

現地を見てきました。まだ20年は経過していないんですけど、48ページの航空写真はまだ畑をしているときの写真だと思うんですが、現状は周辺も含めて遊休といえますか、カヤの状態です。49ページの現地写真を見ていただきたいんですが、私個人の見解では、やる気があればチェーンソーで伐採して草を払って重機を入れて。やる気があればできると思いますが、■で高齢化となると難しいという気もします。

ここら辺も非農地化して申請が上がってくるのが予想されますが、仕方がないかなと思っています。

会長（鎌田 秀久君）

皆さん方からご意見いただきます。

◎（楠 忠久君）

現地を見ますと平らな土地で重機を入れればすぐに畑になるように思うんですけど、実際は石が埋まっている土地なんですね。ここら辺は

◎ (楠 忠久君)

昔から畑がありましたが、手作業でしておりましたので、今頃のように重機で作業すると石を掘り起こさないと使えない場所ですので、認めるしかないかなと思います。

会長 (鎌田 秀久君)

他にご意見ございませんか。  
(「ありません。」の声あり)

整理番号1番について非農地と認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)

整理番号1番は非農地と認めることに決定いたします。

続きまして議案第5号。買受適格証明願いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 (鶴田 洋治君)

議案第5号。買受適格証明願いについて、次のとおり願出があったので議決を求めます。

整理番号1番。競売原因：差押不動産。願出人：  
さん( 歳)。土地の所在：、他 筆。地目：  
。 筆の合計面積： $m^2$ 。利用状況：畑。営農計画：たんかん。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有地が $m^2$ 。従事日数：申請人が280日、 が60日。農機具等の保有状況：トラクター・2、運搬車・1、管理機・1、軽トラック・2。入札期日：平成30年5月7日。

周辺地域との関係については『1年を通し、所有畑及びその周辺の管理をし、迷惑の無いように注意する。』ということです。地域との役割分担について『農業等の話し合いがあれば積極的に参加し、助け合いながら活動する。』ということです。

今回の願出は土地改良区が差し押さえた農地の競売を行うに当たり、願出人が対象地を取得する要件を満たしていることの証明になります。願出人の機械の保有状況や営農計画を見ても特に問題はみられないことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

会長 (鎌田 秀久君)

整理番号1番について私の方から説明をいたします。

54 ページをご覧ください。 の申請地と県道の中に農地がございますが、ここは申請人の所有地農地です。 の上にも 筆あるんですが、現地は 筆になっております。登記簿上だけ が分筆された状態です。これは土地改良区の差し押さえの都合上、面積を抑えるためにこのようになっています。

この『買受適格証明願』というのは、公売、あるいは裁判所が行う競売に参加する資格がありますという資格証明ということになります。

ですから、これがこのとおり実行されるかは決定しておりません。場合によっては同じ土地について複数の方が申請をするということもあります。複数の方が申請をした場合でも要件を満たしていれば、同時に複数の方に許可をすることになります。

その結果、公売・競売に参加して最高価格の札を入れた方に売り渡すという事になります。ですからこの申請で取得をするということではありません。

土地改良区の差押農地ということですので、理事長の方からも一言お願いします。

4番 (西橋 豊啓君)

土地改良区の賦課金の未入金がありまして、法的処置をしていかなければ。ということで今年度2名の方の手続きをして5月7日に入札をするように段取りがされているところです。

これについては競売ですので、入札金額の1番高かった人という形になるかと思えます。

4 番（西橋 豊啓君）	毎年 2 名ずつ、滞納額の多い人から本人と話をしながら進めていきたいと思っております。
会長（鎌田 秀久君）	めったに接することのない案件だと思いますが、皆さん方からご質問等ございますか。
3 番（牧 潤三君）	土地改良区の競売に参加するためには、農業委員会からこの証明を受けないといけないんですか。
会長（鎌田 秀久君）	そうですね。今回土地改良区が公売を行うにおいて、買受適格証明願を屋久島町農業委員会からもらって提出することを示しております。役場の掲示板・土地改良区の掲示板に公告をしております。その中にこの証明願を添付することが条件としております。
3 番（牧 潤三君）	7 日までに複数の方が証明願いをもらいに来た時はどうするんですか。
会長（鎌田 秀久君）	証明願が必要な方は、農業委員会の定例総会に間に合う形で申請書を出して頂くこととなります。突然出されたので緊急に臨時に総会を開く必要はないと、県の方から指導を受けたことがございます。ですから今日以降そのような問い合わせがあっても、間に合わないという事になります。
5 番（平田 耕作君）	今回は入札者は 1 人ということですよ。その場合は最低入札価格というのは決まっているんですか。
会長（鎌田 秀久君）	はい。決まっています。公告をしております。他にご意見ございませんか。（「ありません。」の声あり） 整理番号 1 番について買受適格願を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり） 整理番号 1 番は認めることに決定いたします。ここで買受適格願いを認めましたので、公売によってこのとおりに決定したら、そのまま農業委員会が許可書を発行してよろしいかを、皆さんにおはかりいたします。取得をしたら申請人は 3 条許可申請の許可書もらう必要があります。農地を取得するためにですね。その時に今審議をさせていただいた内容と違いが無ければ「許可してよろしいか。」という判断です。
5 番（平田 耕作君）	改めて総会には出さないということですか。
会長（鎌田 秀久君）	そうです。ですからこの証明願が 3 条の基準を満たしているかどうかの判断を皆さんにして頂いたということになります。取得の決定が出た後に 3 条の許可申請があがってきますので、事務局で許可書を発行するという流れです。そういうことでよろしゅうございますか。（「はい。」の声あり） では整理番号 1 番について、落札した後は 3 条の許可書を発行するという事に決定をいたします。
	続きまして議案第 6 号。下限面積の設定について事務局から説明をお願いします。
事務局（鶴田 洋治君）	議案第 6 号。下限面積（別段面積）の設定について。平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省

事務局（鶴田 洋治君）

令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになっております。

「農業委員会の適正な事務実施」について（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）農地法施行規則第 17 条 1 項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30 アールの変更は行わない。

理由：2015 年農林業センサスにおいて、管内の農家で 30 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の 4 割を超えているため。

（2）農地法施行規則第 17 条第 2 項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30 アールの変更は行わない。

理由：平成 29 年度の農地利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は 8.0%となっているが、現在の 30 アールの下限面積でも本町の農業形態から新規参入者を阻害している要因になっている事例が見当たらず、また下限面積を少なく設定しても、現在の農業を取り巻く情勢の中で新規就農者等の増加が望めず、耕作目的よりも資産目的の取得が増える可能性があり遊休地解消には繋がらず、農業政策に混乱を招く恐れがある。

ということで提案をしております。ご審議をお願いいたします。

会長（鎌田 秀久君）

詳しくは次項の参考資料、皆さんお目通しかと思いますが、毎年審議をしてございます。特段の変更はないということですが、皆さん方からご意見・ご質問等あればいただきます。

4 番（西橋 豊啓君）

旧屋久町は 5 反歩、旧上屋久は 3 反歩。市町村合併に伴って 3 反歩に設定したわけですが、新規就農者や I ターンの方にどうやって 3 反歩クリアさせるかという案件も出てきている中、これ以上増やすのも難しいですが、減らすのもどうかなと思いますので、これまでの 30 アールという方向で決めて良いと思います。

会長（鎌田 秀久君）

他の皆さん、ご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それでは下限面積については、提案のとおり認めることよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

このように決定をいたします。

事務局（鶴田 洋治君） 【行事予定説明】

会長（鎌田 秀久君） 以上をもちまして、第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

10番

11番

平成30年4月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久